

指令システム用

無停電電源装置（署所用）交換
仕 様 書

千 曲 坂 城 消 防 本 部

1 総則

(1) 目的

本仕様書は、千曲坂城消防本部（以下「消防本部」という）が令和7年度に更新する指令情報出力装置用無停電電源装置更新作業の仕様について必要な事項を定める。

(2) 履行場所

無停電電源装置の設置場所は、次のとおりとする。

戸倉上山田消防署	千曲市大字磯部1 2 2 1
更埴消防署	千曲市大字杭瀬下8 4
坂城消防署	坂城町大字中之条1 1 2 6－1

(3) 法令の遵守

本設備の交換対応には、関連する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに諸法令の運用及び適用は受注者の負担において行わなければならない。

(4) 適用範囲

交換対象の物品は、本仕様書に明示された仕様を充足するものとし、既設の無停電電源装置に搭載して支障なく運用が行え、交換作業・調整・試験及び交換機器の撤去・処分までを含むものとする。

(5) 提出書類

本システムの受注者が契約または、納入に際して消防本部に提出する書類は、次のとおりとする。

ア 工程表	1 部
イ 設置記録写真	1 部

(6) 疑義

本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた事項については、消防本部と受注者が協議の上、決定するものとする。

(7) 特許及び実用新案

本仕様書に基づき製作、設置する機器に関する特許及び実用新案については受注者の責任において、その使用に関する全ての処理を行うこととする。

(8) 仕様変更

契約後、受注者の事情により仕様内容に変更が生じた場合、その変更内容が明らかに本仕様書の示す機能以上と認められる場合に限り、消防本部の承認後、変更することができるものとする。

(9) 保証期間

- ア 完成検査後 1 年以内に発生した故障に対して、受注者は、無償で修理または良質品と交換するものとする。ただし、消防本部の過失による場合はこの限りでない。
- イ 保証期間終了後に明らかに設計製作の不備、納入の欠陥不良などに起因する故障及び破損に対して、受注者は無償で修理または良品と交換するものとする。

(10) 履行期限

令和 7 年 9 月 30 日（火）までとする。

(11) その他

- ア 本仕様書に記載のない事項であっても、当然具備すべき事項は、受注者の責任において施工すること。
- イ 本システムの切り替えに際しては、事前に消防本部と充分協議した上で万全な準備の上、迅速、的確に行うこと。
- ウ 受注者は、機器の納入、設置、調整等にあたっては、安全管理に万全を期するものとする。なお、発生した事故等については、消防本部はその責任を負わない。
- エ 受注者は、機器の納入、設置、調整等に伴い発生した機器の損傷、建物の破損等の障害については、直ちに消防本部に報告し、協議の上速やかに復旧するものとする。なお、その費用は受注者の負担とする。
- オ 既設設備の撤去品の処分は、受注者の負担によりこれを行うものとする。

2 更新機器の概要

(1) 更新機器の構成

更新する装置の型式及び数量等は次のとおりとする。

無停電電源装置 UPS1510ST 3 式

3 据付調整仕様

(1) 据付調整の範囲

本設備の据付調整範囲は、設置場所の敷地内とする。また、消防業務の重要性を鑑み、受注者は、作業中に 119 番受付及び出動指令業務が停止することのないよう、必要に応じ仮設等を行ったうえで交換作業を行うものとする。

(2) 施工仕様

ア 基本的事項

(ア) 本設備に使用する装置材等は、受注者の責任において品質管理できる信頼性の高いものを使用すること。

(イ) 本仕様書に明記されていない事項についても、機能上または本設備の完成上必要と認められる工事は、受注者の負担で施工し、運用上必要な設備については、これを具備すること。

イ 据付調整

次のことに充分留意して施工すること。

(ア) 耐震を考慮し設置すること。

- (イ) 据付・接続については整然と行うこと。
- (ウ) 設置する装置は既設装置との整合をとり行うこと。